

五 法律に背き公訴を受けし又は受理せざる時  
 六 法律に定めたる場合に於て檢察官の意見を聴かざる時  
 七 裁判所に於て請求を受けたる事件に付判決を爲さず又ハ職權を以て判決するを得可き場合を除くの外請求を受ざる事件に付き判決を爲したる時  
 八 裁判言渡を公行せず又ハ傍聽を禁ずるの言渡なくして訊問及び辨論を公行せざる時  
 九 事實及び法律に依り言渡の理由を付せず又ハ其理由の齟齬ある時  
 十 擬律の錯誤ある時  
 十一 越權の處分ある時  
 第四百十一條 免訴又は無罪の言渡ありたる場合に於ては被告人の利益の爲め定めたる規則に背きたると又は犯罪の場所に因り管轄違ありと雖も上告を爲すことを得ず  
 第四百十二條 民事原告人被告人及び民事擔當人は私訴に關する豫審又は公判の言渡に對し第四百十條に定めたる理由に付き上告を爲すことを得  
 第四百十三條 上告の對手人は大審院の判決あるまで何時にても附帶の上告を爲すことを得  
 大審院檢察長も亦附帶の上告を爲すことを得

第四百十四條 上告の期限は三日なりとす但し豫審に付てハ言渡書の送達ありたるより起算し公判に付てハ言渡ありたるより起算す  
 第四百十五條 豫審又ハ公判の言渡に對し上告ありたる時ハ勾留保釋責付釋放及び放免の言渡を除くの外其執行を停止す  
 第四百十六條 上告を爲さんとする者は其申立書を原裁判所の書記局に差出すべし上告の申立書は其申立ありたるより二十四時内に書記より之を對手人に送達すべし  
 第四百十七條 上告申立人は其申立を爲したるより五日内に趣意書を原裁判所の書記局に差出すべし  
 第四百十八條 趣意書を受取りたるより二十四時内に之を對手人に送達すべし  
 第四百十九條 對手人は上告趣意書を受取りたるより五日内に答辨書を原裁判所の書記局に差出すべし  
 書記は其答辨書を受取るより二十四時内に之を上告申立人に送達すべし  
 第四百十九條 檢察官より差出すべき上告趣意書又ハ答辨書は二通を作り一通を大審院に差出し一通を對手人に送達すべし  
 私訴の裁判言渡に對し訴訟關係人より差出す可き上告趣意書又は答辨書に付て亦同  
 第四百二十條 書記は數前條に定めたる期限經過したる後速に訴訟書類及び上告書









第四百六十三條 死刑の執行に付てハ書記其始末書を作り刑の執行規則に従ひ立會を爲したる官吏と共に署名捺印すべし  
其他刑の執行に關する方法細目は別に規則を以て之を定む  
第四百六十四條 裁判言渡確定し又ハ關席裁判ありたる時は其刑の言渡を爲したる裁判所の書記既決犯罪表を作り左の條件を記載すべし但し大審院に於て刑の言渡しを爲したる時は其執行を爲したる裁判所の書記之を作るべし  
一 犯人の氏名年齢職業住所及び出生の地  
二 罪名刑名  
三 再犯  
四 裁判言渡を爲したる年月日  
五 對審裁判又は關席裁判

第四百六十五條 既決犯罪表は二通を作り一通を司法省に送致し一通を其裁判所の書記局に藏置すべし  
違警罪の既決犯罪表は一通を作り其裁判所の書記局に藏置すべし  
第四百六十六條 刑の言渡を受けたる者其言渡の條件に付き疑義の申立又は其執行に付き異議の申立を爲したる時は刑の言渡を爲したる裁判所に於て之を判決すべし

第四百六十七條 刑の言渡を受けたる者逃亡の後捕に就きたる場合は於て人違の申立ありたる時は之を認定する爲め前に其罪を認めたる裁判所に送致すべし  
裁判所に於て本犯なることを認定する能はざる時は事實参考の爲め會て其事件を干預したる裁判官檢察官書記又は原被の證人を呼出すことを得  
第四百六十八條 前二條の場合に於ては公廷よて刑の言渡を受けたる者の申立及び檢察官の意見を聴き裁判言渡を爲すべし但其言渡に對しては上訴を許さず  
第四百六十九條 賠償及び訴訟關係人に償還すべき裁判費用に付き其言渡の執行の通常民事の規則に従ふ

第二章 復権  
第四百七十條 復権の願は刑法第六十二條に定めたる期限経過したる後刑の言渡を受けたる者より司法卿に之を爲すべし  
復権の願書には本人署名捺印し現に住する地の始審裁判所の檢事に之を差出すべし

第四百七十一條 復権の願書には左の書類を添ふべし  
一 裁判言渡書の謄本  
二 主刑の満期特赦又ハ滿期免除を爲りたることを證明する書類  
三 假出獄及び假に監視を免せられたるの證書



臨獄則譯解



監獄則譯解目録

監獄則譯解目録

第一編

第一章

汎則

一丁

第二章

監署の規程

二丁

第三章

監獄の構造

七丁

第二編

第一章

役法附時限

八丁

第二章

工錢

一〇丁

第三章

徒刑流刑及び禁獄の刑を受たる囚徒押送

一二丁

第四章

假出獄免幽閉の者に貸與する屋舎

一二丁

第三編

第一章

給與附死亡

一二丁

第二章

疾病

一六丁

第三章

書信

一七丁

第四章

接見

一八丁

第五章

差入品

全丁

第四編

第一章 教誨  
第二章 賞譽  
第三章 懲罰

一九丁  
三二丁  
全丁

監獄則譯解

第一編

第一章

第一條

監獄を別て左の六種と爲す

一

留置場 裁判所及び警察署に屬するものにして未決者を一時留置するの所とす

二

但時宜に由り拘留の刑に處せられたる者を拘留することを得

三

監倉 未決者を拘禁するの所とす

四

懲治場 懲治人を懲治するの所とす

五

拘留場 拘留の刑に處せられたる者を拘留するの所とす

六

懲役場 懲役の刑及び禁錮の刑に處せられたる者を拘禁するの所とす

集治監

徒刑流刑及び禁獄の刑に處せられたる者を集治するの所とす

北海

道に在る本監は徒刑流刑に處せられたる者を集治す

第二條

監獄は内務卿の管轄に屬す但陸海軍の管轄に屬するものハ此限に在らず

第三條

集治監は内務卿之を直轄す留置場監倉懲治場 拘留場 懲役場ハ警視總監又

府知事

(東京府を除く)縣令之を管理す

第四條

此獄則ハ特に陸海軍の獄則を以て處すハきものに適用することを得ず

第五條

内務卿は毎年其所屬官吏をして各監獄を巡閱せしむヘシ

監獄則譯解

警視總監府知事縣令は毎年三四次所轄の監獄を巡視すべし  
裁判官檢察官は時々其裁判所に属する監倉を巡視すべし  
府縣會議員の臨時其府縣監獄を巡視することを得

第六條 在監人と稱するの未決已決の者及び第十九條第三十條に記載したる者を云ふ  
第七條 在監人より司獄官吏の處置に對し若し情苦を訴へんとするときは第五條第一  
項第二項に記載したる官吏巡閱の際封書又は口述を以て申告することを得  
第二章 監署の規程

第八條 司獄官吏在監人を管束するは一に和平を秉り罰例に照して犯則者を決責する  
の外恣に責罰するを得ず

第九條 典獄看守長の日夜不時に監房の内外を視察し或ハ物件を査閲し其他囚徒の傲  
情を生じ脱越等の事なからしむるを要す

第十條 新入監する者あるときは典獄先づ拘引狀 拘留狀 收監狀又は處刑宣告書等  
の文書を査閲して之を領し其領收の證を引致し來たる者に交付す其文書なくして引  
致せられたる者を入監するを得ず  
未決者の中共犯人あるとき其監房を別異し談話通聲を禁し法庭に引致の時も同往  
せしむるを得ず  
已決囚は第十六條に記載したる差別に従ひ其監房を別異す

第十一條 入監の婦女乳兒(三歳未満)を携帶せんと請ふ者あるときは之を許す

第十二條 新に入監する者あるときは名籍の標本に照し其要項を詳録し一小房内に於  
て通身を搜檢し利器其他の物件を夾帶するを拒くべし懲治人の監舎に入るときも亦  
同し

第十三條 總て監房に入るハ物品ハ典獄一々之を精驗し其危險の虞あるものハ一切之  
を禁すべし

第十四條 總て入監人の携有する財貨物件は悉く點檢して其名數を簿冊に記載し典獄  
一々證印して之を領置し釋放の時還付すべし但點檢の際隱匿せし貨物の沒收す若し  
其領置の貨物を以て親屬を扶助し其他正當の費用に充んと請ふときは之を許す

第十五條 在監人書籍を看んど請ふときは新聞紙及び時事の論說を記載するものを除  
き修身又は營業に必要あるものハみを許すべし

第十六條 已決囚は各刑名に従て其監房を別異し又其中に就て左ハ記載したる者を別  
異す

- 一 十六歳未満の者と満十六歳以上の者
  - 二 満十六歳以上二十歳未満にして再犯以上の者と同上の年齢にして初犯の者
  - 三 初犯の者と再犯以上の者
- 第十七條 要犯疑獄に係る者を拘禁する未決監於て其氏名を呼ばず番號を以て之

に換ふへし但着衣の外襟に白布を縫着し其番號を墨書し監房を出入する毎に皂布を以て覆面し當眼の處より小孔を穿ち其犯者をして共に拘禁の身たるを窺探するを得ざらしむ

第十八條 放恣不良の者を懲治場に入れ矯正歸善せしめんと其尊屬親より願出るときは第二十條第一項の例に照して處分すべし

第十九條 懲治人と稱するは左に記載したる者を云ふ  
一 刑法第七十九條第八十條第八十二條に従ひ懲治場に留置する幼年の者及び瘡癩

者  
二 尊屬親の情願に由り懲治場に入たる者

第二十條 前條第二款に記載したる懲治人は戸長の證票を具するに非れり入場を許さ

す但在場の時間は六個月を一期とし二年に過るを得ず  
入場を請ひし尊屬親より懲治人の行狀を試る爲め宅舎に帯往せんと請ふときは其情狀に因り之を許すべし

第二十一條 懲治人は左の年齢に従ひ其居房を別異す  
一 十六歳未満の者と満十六歳以上の者

二 満十六歳以上二十歳未満にして再び懲治場に入し者と同上の年齢にして初めて入

場する者

第二十二條 在監人を他監に移すときは其名籍又ハ處刑の宣告書其他必用の文書及ハ

領置の貨物を具して送致すべし其發遣の途中に在ての行狀は押送官吏之を記述して

典獄に知會すべし

在監人を裁判所又は他監に押送るとき戒具を用ひ男子と女を別つべし但懲治人は戒具を用ひす

第二十三條 典獄ハ看守長及び看守をして常に在監人の行狀を録せしめ賞罰を行ふの考據と爲すべし

第二十四條 賞表を興へたるべきハ賞譽證に其氏名及び賞詞を記載し稟奪したるときは之を刪除すべし但其賞罰を行ひたる旨を囚徒に示すは第二十六條の例に依るべし

第二十五條 特赦ありたるべきハ速に其旨を内務卿に申報すべし

第二十六條 特赦を受たる者あるときは免役日若くハ日曜日の午後三時に在て他の囚徒を集め其旨を聴かしめ仍は之を揭示すべし

第二十七條 假出獄を許されたる者には其證票を與へ警察遞傳を以て其居住せんとす

る地に押送すべし  
監署に領置せし金錢は出獄者に携帶せしめず其金員を録して共に其地の警察官(治罪法第六十條第二項に記載したる官吏)に送致すべし

第二十八條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者其刑期間の典獄に於て營業の方法を指示し其來署を要するときは召喚することを得

第二十九條 在監人中能く監則を守る者を撰て傳告者誘工者となす

傳告者は官吏の命令を在監人に傳へしめ誘工者は工場に在て服役者を勸誘せしむ但傳告者誘工者の満六箇月以上其用務を繼續せしむるを得

傳告者及ひ誘工者は私に在監人を使役し若しくは凌辱するの所爲あるを許さず

第三十條 刑期満限の後頼るべき所なき者は其情狀に由り監獄中の別房に留め生業を營ましむるを得

第三十一條 刑期満限の者を解放するハ満期の翌日午前第十時を過へからず

第三十二條 死刑の執行は午前第十時を過るを得す其執行中は看守をして嚴に刑場の門戸を護らしむへし

其遺骸ハ死相を驗したる後仍ハ二分時を過されハ埋葬若しくは下付することを得す

第三十三條 死刑者又ハ死亡者あるときは其年月日時を記し典獄より本籍の戸長及び近地の親屬若しくは故舊に通知すへし其監署に領置したる貨物は親屬に下付す若し親屬なきときは遺骸を領取したる故舊に之を下付す

但死者の身に纏ひたる衣服ハ此限に在らず

親屬遠地に在て物品を送付するに入費を要するものは其物品を販賣して代價を遞付す

第三十四條 在監人逃走する者ある時は領置の貨物の例に依て處分すへし但沒收の逃走の日より滿一箇年を経るの後に非されハ之を處分することを得す

領置の工錢ハ第五十七條に照して處分すへし

第三十五條 監獄の近境より發火して罹災の虞あるときは司獄官吏其形勢を量り在監人を他所に押送し其災を避しむへし

水火風震其他激甚なる變災に際し在監人を押送するの違なきときは要犯疑獄に係る者を除くの外一時解放するを得

第三章 監獄の構造

第三十六條 留置場 監倉 懲治場 勾留場 懲役場 一區畫内ニ在るものハ牆壁を以て之を區畫す

之を置くものトす

留置場 監倉 懲治場 勾留場 懲役場 一區畫内ニ在るものハ牆壁を以て之を區畫す

第三十七條 未決監已決監及ひ懲治場は男監女監の別を嚴劃すへし

甲の監房に在る者乙の監房に在る者と彼是交談し又ハ物件を交遞するの便を得ざらしむべし各監房の鑰匙ハ其製式を同くし甲乙適用するを要す

第三十八條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者其刑期間の典獄に於て營業の方法を指示し其來署を要するときは召喚することを得

第三十八條 密室は監倉に設け他人と交通することを得ざらしむべし  
闇室は已決監に設け暗に空氣を通過せしめ毫も光線を通せしめざるを要す  
密室闇室の一室一人を限どす

第三十九條 接見室は監舎の首部に設け其壁面に方三尺の口を開き之に縦横の格子を  
嵌め格子より三尺許を距り柵欄を設け在監人の格子内に立しめ外人は格子外の柵欄  
に倚らしむべし但懲治人の接見室は此例を用ひす

第四十條 燈火は監房外に置き障碍するの虞あからしむべし  
第四十一條 死刑場は監獄の一隅に設け塙壁を以て外見を防ぐべし  
第二編

第一章 役法 附時限

第四十二條 定役に服する者の作業の刑名に因て之を斟酌し毎囚一日の科程を定めて  
服役せしむ満十二歳以上十六歳未満の者滿六十歳以上の者及び病後の疲勞若くは身  
體の虛弱に因り勞作に勝へざる者の體力に應じ作業の科程を寛恕す  
若し已むを得ず外役に服せしむるときは鐵鎖を用て二囚毎に聯絆し笠を用て(晴雨  
を問はず)其面を掩はしむ但外役の囚徒は一組十人以上十五人以下と定め看守一人  
押丁一人以上をして之を監せしむ  
外役の囚徒道路往來する時任務めて他人通行の妨と爲らざらしむるを要す

第四十三條 毎日囚徒をして役に就かしむるに際し悉く之を監房外に整列せしめ看  
守長及び看守點檢を命ずへし歸監せしむる時も亦同し  
第四十四條 左に記載したる日は服役を免す父母の喪に遭ふ者も亦一日免役す  
一月一日

元始祭  
紀元節  
神武天皇祭  
神嘗祭  
新嘗祭  
一月二日  
孝明天皇祭  
春季皇靈祭  
秋季皇靈祭  
天長節  
十二月三十一日

第四十五條 囚徒の專習すべき工業の授業者若くは工業殊等の囚をして之を導かしむ  
其刑期一年以下の者には習熟し易き工業を授くるを要す

第四十六條 定役に服せざる囚徒と雖も典獄之を勸誘して其將來の生業を計り攝生又  
は親屬扶助の爲め勞作せんと請ふに至らしむるを要す其工業の種類を定むるは典獄  
の指示に依る

未決監に在る者坐作の業を爲さんと請ふときも亦同し  
第四十七條 懲治人に教誨に充る爲め服役時間表は準し七時に過ぎざる時間(休憩  
時を除)農業若くは工藝を教へ力作せしむべし

○時限

第四十八條 未決者及び定役に服せざる已決囚の毎朝日出の頃に起床し各其監房を掃除し畢て喫飯せしむ又毎時一時間以内監房外に於て運動を許す

第四十九條 定役に服する者は毎朝日出の頃に起床し各其監房を掃除し畢て喫飯せしむ其起床より約一時間を経て役に就かしめ午前十時前後に至て湯若くは水と與へ正午十二時に至り休役す飯後暫時休憩し再び就役日没前罷役せしむ其時間は別表に之を定む但時宜に由り其時間を伸縮するを得  
起床還房及び就役罷役其他の動止を令するハ鈴若くハ柝を以てし全監一齊に動止せしむ

第五十條 科程を終りたる者は時限に拘りらず罷役せしむ  
午飯に就かしむの際科程の大半を爲し得たるや否を驗視すべし  
若し偷懶にして怠役する者の飯後の休憩を許さず

第二章 工錢

第五十一條 定役に服する囚徒現役一百日を経れば始て各自の工錢を料定し之を十分して其一分を與へ餘分は之を監署に收む  
定役に服せざる囚徒及び未決者にして作業する者の工錢は十分して其三分を監署に收め其七分を與ふ定役に服する囚徒にして當日の科程を畢て仍ほ作業する者科程

外の工錢は之に準す

第五十二條 尊屬親の情願に由て懲治場に入たる者其尊屬親より衣食費を自辨する者の工錢は其全分を與へ衣食費を自辨する者及び刑期満限の後頼るべき所なくして監署傍の別房に留置したる者は其工錢の内より衣食費を扣除し餘分は之を與ふ

第五十三條 在監人に與ふべき工錢は監署に領置し毎月の首に於て其前月の總計金額を本人に知らしむべし  
第五十四條 各種の工錢ハ其地普通の傭工錢を準とし各自の技能に應じ一日若干錢と定むべし

第五十五條 監署に領置の工錢は本人の請に由り親屬に贈與するを許し又は書籍其他必要の物品及び第六十九條に従ひ食物を贖ひ之を給することを得  
第五十六條 在監人死亡し監署に領置の工錢あるときハ親屬に下付す親屬なきときハ遺骸を領取したる故舊に下付す若し下付を受べきものなきときハ之を沒收す

第五十七條 在監人若し逃走したるときは已決囚の工錢は之を沒收す未決者及び懲治人の工錢は其親屬に下付し親屬あければ之を沒收す  
第三章 徒刑流刑及び禁獄の刑を受たる囚徒押送  
第五十八條 徒刑流刑及び禁獄の刑を受たる者あるときは其宣告書の謄書を具して内

務卿に申報し其指揮に従ひ警察遞傳を以て集治監に押送すべし  
北海道集治監に於て管束すべき徒流刑の囚徒ハ本監官吏の臨時派出したる地まで押送すべきものとす

第五十九條 北海道に在る集治監は毎歲三四次官吏を派出し前條第二款の例に従ひ押送したる徒刑流刑の囚徒を受取へし

第六十條 徒刑流刑の囚徒を押送する時は戒具を用ひ男囚と女囚とを別つへし遞船中に在ては戒具を用ひざるも妨なし

第四章 假出獄免幽閉の者に貸與する屋舎  
第六十一條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者其地に居住すへき家なきときは屋舎を貸與すべし

屋舎を構造するは將來市街村落を創置するの便を計畫するを要す

第六十二條 假出獄免幽閉を受けたる徒刑流刑の者其配偶者又は其他の親屬を招き同居せんと請ふときは典獄將來營生の方法を取糺し之を許否すへし  
前項の請を許すべきは其配偶者又ハ其他の親屬現住する地の戸長に通告すへし  
其徒刑流刑の者嫁娶を爲さんとするときは監署に申告せしめ典獄之を許否すへし

第二編  
第一章 給與

第六十三條 已決囚の獄衣類は總て之を貸與す

第六十四條 未決者の衣類は總て自辨とし臥具は之を貸與す若し臥具を自辨せんと請ふ者の之を許す貧困にして衣類を自辨する能はざる者には之を貸與す

第六十五條 已決囚の獄衣は赭色とし懲治人の衣服は淺葱色とす

第六十六條 獄衣は總て筒袖とし長短二種に別つ男の通常服は長衣就役服は短衣とし女服は總て長衣とす獄衣の外襟は白布を縫着し之に番號を墨書すへし

第六十七條 在監人に貸與する衣類雜具  
通常服

- 一 單衣
- 一 襦袢
- 一 襦袢
- 一 就役服
- 一 單短衣
- 一 袷短衣
- 一 綿入短衣
- 一 襦袢



一 股引 雑具

一 蒲團

一 蚊帳

一 莞筵

一 枕

一 帶(長三尺)

一 褌(長三尺)

一 手巾

一 箕

一 笠

以上の貸與品の地方の便宜に依り之を斟酌取捨し澁濯補綴して其用に充るを得

第六十八條 在監人一人一日の食糧

一 下白米十分の四

一 挽割麥十分の六

一 同

七合 強き力業に服する者  
五合 輕き力業に服する者

一 同

四合

工役に服せざる者及び  
滿十歳以上の未決者

一 同

三合

十歳未滿の幼者

一 菜

金壹錢五厘以下

地方の便宜に依り粟稗の類を以て麥に代用することを得

第六十九條 工業に勉勵して食費を償ふべき工錢を得る者及び其幾倍を得る者等には

其請に因り領置したる工錢を以て食物を贖ひ之を給することを得但一日金三錢を過

ることを得ず

定役に服せざる者には其請に因り領置したる工錢を以て食物を贖ひ之を給することを

得但一日金五錢を過ることを得ず

第七十條 在監人日用雜費澁濯補綴又は炊用の薪炭は一人一日金壹錢貳厘以下とす

第七十一條 監房常置の器具

一 貯水器并に飲器 木製

一 唾壺 同

一 便器 木製大小二種但監房に廁圍の接續するものには此器を用ひず

一 小箒 草の種類を以て製作せし軟かあるもの

一 洗手盆 木製

第七十二條 浴湯の定度は毎年六月より九月までは五日毎に一次十月より五月までは十日毎に一次とす

第七十三條 已決囚及び懲治人の髪に常ニ之を短薙し鬚鬚ある者は常ニ剃除せしむ但未決者の此限に在らず

第七十四條 衣類雜具其他の物品の種質に由り時々熱湯を用ひて之を瀧ひ臭氣を去り蟲害を防ぐを要す但病者の物品と混一して之を晒洗すべからず

第二章 疾病附死亡  
第七十五條 在監人疾病に罹れば病狀の輕重を料を其監房若くは病室に於て醫療せしむ

懲治場に在る者は情狀に由り其親族に交付することを得

第七十六條 病者の攝養に効ある飲食物及び温を取る湯婆等を用ふることを要すとき其醫師をして其旨を證明せしめ典獄之を考檢して許否すべし

第七十七條 傳染病侵襲の兆あるとき其消毒豫防を慎重にすべし

若し在監人中傳染病者あるとき其直に病性及ひ感染の形狀を詳悉し醫師の診察書を副へ各其所屬長官に報告すべし

○死亡  
第七十八條 在監人死亡すれハ典獄看守長醫師并莅て之を驗屍すへし未決者又は已決囚にして別故あり再び訊問に係る者死亡したる時は之を其裁判所に申報すべし

第七十九條 死者の親族若くは故舊第三十三條に記載したる時限より二十四時以内に在て遺骸の下付を請ときは之を許し其者をして簿冊に署名押印又は花押せしむべし

遺骸を請ふ親族故舊なきときは棺に入れて假葬し其上に氏名標を建つべし其標の約ね面三寸長五尺五寸トス

第三章 信書  
第八十條 已決囚其親族故舊に信書を贈るは六個月間に一次とし一通に過ることを得

す但其他官司の訊問等に由て書信を要するとき又は親族故舊に回答せんと請ひ司獄官吏に於て法律に觸ることなく且必用と認るときは此限に在らず

第八十一條 未決者に係る信書は定限あり但豫審判事又は檢事の檢閱を経るに非れば贈答せしむるを得ず

第八十二條 懲治人及び幼年の已決囚其親族故舊に贈る信書は一個月一次とし一通に過ることを得ず

第八十三條 在監人の發する信書は典獄之を檢閱すへし若し書中忌諱に涉る等の文意あるときは通信を許さず

第八十四條 外人より在監人に贈り來たる信書は典獄之を檢閱し適正の事項を述べ又

は遷善の諭示を主としたるものに限り之を本人に付與す若し在監人の改悛を妨るものと認るとききは之を付與せず

第八十五條 信書を檢閲するは先づ直行を順讀し次に逆讀斜讀又は横讀し嫌疑の文意ありや否を詳査すべし

第八十六條 在監人より發する信書の必ず書信紙を用ひしめ典獄之を緘し封皮に其受領すべき者の住所氏名を書し某監獄署と記し之を遞送す但郵便税は自辨せしむ親屬故舊若くは辨護人の信書の監獄署に宛之を差出さしむべし

第四章 接見

第八十七條 在監人に接見せんと請ふ者あるときは典獄先づ之に面接して其氏名族籍營業等を訊ひ其緣由を詳悉し已むを得ざるの事狀ありて形跡の疑ふべきときは之を許し看守長看守並莅て面會せしむ但密室に在る者は接見を許さず面會の時間は三十分時を過るを得ず若し面會を請ひし旨趣に違ふ談話をあしたるときは直に之を停止す

第八十八條 死刑の執行及び徒刑流刑禁獄の刑を受たる囚徒を集治監又押送の以前親屬故舊其囚徒に面會せんと請ふときは前條第一項の例に依て之を許す但面會の時間は五十分時を過るを得ず

第五章 差入品

第八十九條 未決者及び懲治人の其親屬故舊より書籍用紙衣服臥具又は飲食物(炊烹を要せざるものにして一人一食の量に限る)を贈らんと請ふときは之を許す但酒又は烟草其他攝生に害あるものは此限に在らず

第九十條 已決囚に書籍用紙の外一切差入品を許さず

第九十一條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者親屬故舊より金錢衣服家具等の寄贈を受けたるときは其旨を典獄に申告せしむべし

第四編

第一章 教誨

第九十二條 已決囚及び懲治人教誨の爲め教誨師をして悔過遷善の道を講せしむ

第九十三條 教誨は免役日又は日曜日の午後に於て其講席を開くものとす

第九十四條 懲治人には毎日三四時間讀書習字算術度量圖書等の科目中に就き之を教

ふべきものとす

學科は懲治場の教場に於て之を研究せしめ其學業の進歩を表する爲め就學の年月卒業の科目學業の優劣及び行狀の良否氏名年齢等を簿冊に記載し巡閱官吏の檢閲に供し又は其尊屬親に示すことあるべし

第九十五條 各監房内に左の諸款を掲示し傍訓釋義して解し易からしむべし若し文字を識らざる者あれば入監の時より二十四時内に於て之を讀み聽かすべし

揭示

- 一 在監人は常に教令を遵守すべし
- 一 平日互に和順を主とし教誨 聽聞の席に就くときは 慎て容止を正すべし(未決監又は此款を除く)
- 一 毎朝夕母若くは其墳墓所在の方位に向て禮拜すべし
- 一 毎朝常用の諸器具を清潔にし之を排列して點檢を受け及び席壁圍等を掃除すべし
- 一 窓壁若くは物件を汚損し不淨器の外へ唾き貯水を濫用するを禁す
- 一 監外に出たる時其途上に於て同往の者と交談し及び手を交へ或は路人と聲語するを禁す
- 一 夜間は最も鎮靜を主とし說話或は發聲又は濫りに起歩するを禁す但晝間と雖も放歌喧噪又は高聲に誦讀するを禁す
- 一 許可を得ざる物品を監房に置き或は勝負を競ひ若くは賭博類の惡戯を爲し或は同房の者汚辱を被らしめ猥褻に涉るか如き所爲あるを禁す
- 一 服役中其作業に關せざる他事を交談し及び休憩の時間部外の工場に至るを禁す(未決監には此款を除く)
- 一 許可を得ずして衣食其他の物件を受與貸借するを禁す

- 一 監房に於て異常の事あれば晝夜に拘らす直に看守所に通聲すべし
- 一 日没後は發病するも其症急劇なるに非れハ翌朝に至て醫療を乞ふべきものとする若し劇症なるときは直に看守所に通聲すべし
- 一 獨居の者卒かに病を發したるときは監房より看守所へ架する所の響器繩を引き以て之を報すべし
- 一 病者あるときは同房の者共に介保力を致すべきは勿論其看病人たらしむる者は切實に之を看病すべし
- 一 水火風震等の際解放に遭ふ者は其解放の時より二十四時内に監獄署又は警察署に其旨を申出つべし
- 右の諸款に違ふ者及び違ふ者あるを知て告げざる者又ハ官吏より犯者を問ふに當り之を擧げざる者ハ其情狀を量り處分すべきものなり

某監獄署

年月日

第二章 賞譽

- 第九十六條 已決囚獄則を謹守し且改悛の行爲著き者と典獄に於て確認するときは之を賞譽すべし
- 第九十七條 賞譽せし者には賞譽せし毎に之を表する爲め獄衣の左袖(肩臂間の表面)に方二寸(曲尺)の淺葱色の布を縫着すべし

第九十八條 賞表は假出獄免幽閉又は特赦を具狀するの考據と爲すを得

第九十九條 賞表を得たる者には二箇月に一次親屬故舊に接見及び通信するを許す

第一百條 命を救済したる者あれば金二十五錢以下を賞與し其賞金は監署に領置し本人の請に由り必用品又は食物を購求すへし但第九十七條の賞表を與ふるの限に在らず

第一百一條 未決監在る者前條の労働あるときは之を録して檢察官及び裁判官の參考に供すへし

第一百二條 懲治人第一百條に適したる労働あるときは金二十五錢以下を以て適宜物品を購ひ之を與ふへし

第三章 懲罰

第一百三條 已決囚獄則を犯すときは其輕重を量り左の例に従て處罰す

一 絶信 親屬故舊と書信接見を絶す

二 屏禁 晝夜他の監房又は工場と隔絶したる監房に獨居せしめ服役時限表に照して座作の役を科す

三 減食 常食の半若くは其三分の二を減し鹽湯二品の外菜を與へす

四 閤室 閤室に入れ常食の半若くは其三分の二を減し鹽湯二品の外菜を與へす仍ほ臥具を禁す

第一百四條 絶信屏禁は有限若くは無限と爲し減食閤室の七晝夜を限とす

第一百五條 懲治人及び十六歳未満の已決囚獄則を犯すときは其輕重を量り左の例に従て處罰す

一 獨愼 晝夜一室に獨居せしむ

二 減食 常食の半以内を減す但菜を減するの限に在らず

第一百六條 獨愼の七晝夜以内減食は三日以内とす

第一百七條 未決者及び拘留の刑を受けし者教令に順はず或は同監の者を煽惑し又他の規則を犯すとき其所犯の輕重を量り第三百三條第三百五條に準據し減食することを得

第一百八條 賞表を有する者處罰を受たるときは賞表一個又ハ數個を褫奪す

第一百九條 無期徒刑の囚徒逃走し若くは獄舎獄具を毀壞し又は暴行脅迫を爲し其他重罪輕罪を犯したるときは三月以上五年以下兩脚又は一脚に鈇を施し仍ほ鐵丸を屬したる鐵索を其鈇又貫き腰間に線帶せしめ線帶の所に下鍵す但監房に在るも晝間

之を施すものとす

若し再び重罪を犯したるときは五年以上十年以下前項の例に照して處罰す

鐵丸の量は二百目以上一貫目以下とし被罰者の體力に應じて之を施す丸は索尾に屬



し地上を轉はすものとす其外役に服するときの鐵丸を除き二人聯絆の法に従ふ  
 第百十條 減食或ハ監室の罰に處すへき者あるときは醫師をして診視せしめ身體に妨  
 なきを證して後之を行ふへし  
 第百十一條 屏居減食監室又は獨愼の罰に處したる後は典獄若クハ看守長時々其動靜  
 を窺察し狀況に由り醫師及び教誨師をして之を問はしむることあるへし  
 第百十二條 罰則に處せられたる者改悛の狀著るべきは之を免することを得  
 第百十三條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者監署の命令に違背したるときは七日  
 以下之を拘留することを得

監獄則譯解 畢

書大	書東	岡赤	松村	柳原	鶴島	江島	山中	山田	博中
林坂	林京	田志	茂忠	兵九	兵喜	兵聲	兵喜	兵喜	兵市
		衛七	衛七	衛七	社衛	社衛	社衛	社衛	社衛

駿州	岩代	同高	同高	越後	同松	信州	同長	東京
靜岡	福島	同高	同高	長岡	本野	長野	野野	野野

大倉	須原	成田	高見	中村	上田	室直	齋藤	佐藤
孫兵	原兵	良太	甚左	甚左	甚左	甚左	甚左	甚左
衛二	衛二	衛二	衛二	衛二	衛二	衛二	衛二	衛二

編輯人

草野省三

東京府平民

本所區中ノ郷竹町卅六番地

東京府平民

出版人

江島伊兵衛

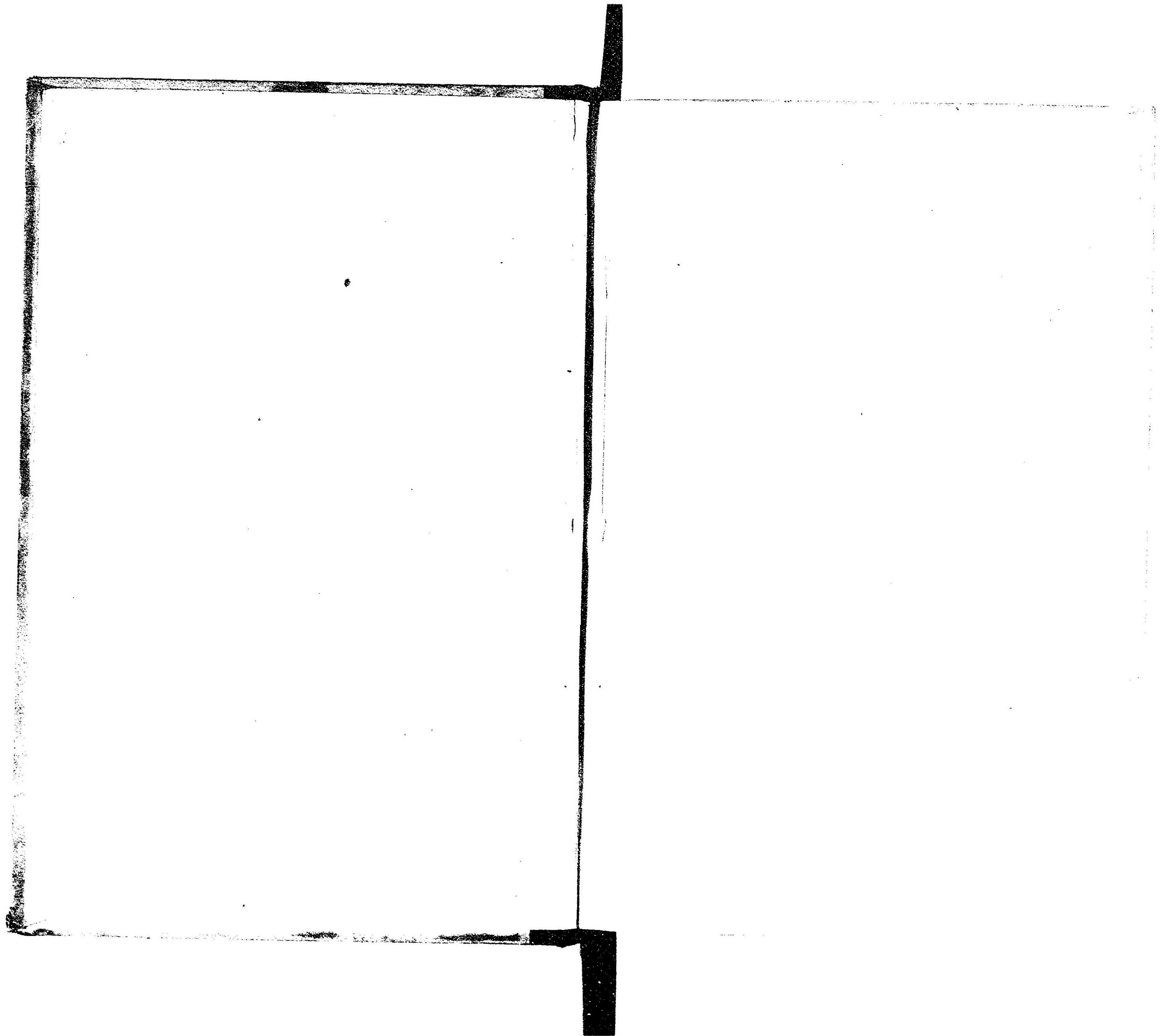
日本橋區通四丁目十番地

明治十九年九月廿三日御届  
同年十月七日出版









大日本教育會館			
一	○	一	一
冊	號	架	函

東京  
書林  
江島伊兵衛

